

令和4年第6回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年5月26日)

召集年月日 令和4年5月26日(木)

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和4年5月26日 午後4時00分

閉会 令和4年5月26日 午後4時27分

出席委員(12名)

2番 松尾豊(会長) 3番 渡邊典子 4番 岩崎誠一
5番 桑田一広 6番 森和哉 7番 谷口新市
8番 松尾光繁 9番 松井厚雄(職務代理) 10番 早川直助
11番 塩野鐘吉 12番 小原悟 13番 古池洋子

欠席委員(2名)

1番 細川正博 14番 國久博一

出席事務局

局長 新谷博樹 次長 小西守 書記 藤原昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
所有権移転許可申請審議について
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
所有権移転許可申請審議について
議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び
使用貸借権設定許可申請審議について
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる農地利用集積計画審議について
議案第23号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認
定について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和4年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、14番 國久委員の2名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案と追加の1報告を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和4年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開会]
議長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 6番 森委員さんと7番 谷口委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議長

日程2 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第19号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏が自身の農地のための農業用資材置き場に使用するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第19号資料説明)

資料4ページのとおり申請地は譲受人の〇〇氏の家の隣に位置しており、申請地のさらに隣の〇〇氏の所有する農地の耕作のための農業用資材置き場として使用したいとのことから今回の申請をされました。

この申請地の農地区分につきましては、おおい町役場から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって、転用基準に合致すると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員

はい、議長。

こちらは20日に森委員と現地を確認いたしました。

事業計画は、土地の造成などはなく周囲の営農に影響はないものと確認しました。また、当該農地の周囲は宅地化していることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、議案第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者全員挙手)

議長 挙手全員でございますので、日程2 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県に進達するものとします。

[日程3]

議長 日程3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第20号は、〇〇の〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏が共同住宅を建築するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案第20号資料説明)
資料8ページの配置図のとおり、共同住宅は10世帯分が1棟、6世帯分が1棟の2棟と、住人用の駐車場が整備される計画となっています。申請地は、現在9ページの右側の現況写真のとおり、一部砂利が敷かれ譲渡人の〇〇氏が自家用車の駐車場にしており、それに関しては始末書が申請書に添付されております。
この申請地の農地区分につきましては、若狭本郷駅から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。よって、転用基準に合致すると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
こちら20日に森委員と現地を確認いたしました。
申請地の周囲には農地はなく、営農に影響はありません。また、当該農地の周囲は宅地化していることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 この共同住宅は2階建なのか。

谷口書記 2階建です。大きい方の棟が5世帯が2階で10世帯、小さい方の棟は3世帯が2階の6世帯です。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第20号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員でございますので、日程3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものとします。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

議案第21号は、〇〇の〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇氏と〇〇〇〇氏が、住宅を建築するため転用する申請であります。

詳細は、書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第21号資料説明)

借人の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏は夫婦であり、妻の〇〇〇〇氏は貸人の〇〇〇〇氏の娘です。妻の両親の自宅の隣に自身の住宅を建築するにあたり、住宅の一部が資料12ページのとおり、農地に係るとのことで転用申請をされました。また、資料13ページのとおり申請地は防草シートを敷きその上に遊具が設置されています。その件に関して始末書が提出されております。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の住宅建築は地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岩崎委員 　　はい、議長。
こちらも20日に森委員と現地を確認いたしました。事業計画では新たな土地の造成はなく周囲の営農への影響はないものと考えます。また、当該農地は集落内の宅地化している区域にあることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　挙手全員でございますので、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしたします。

[日程 5]

議長 　　日程5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題といたします。この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

なお、この案件につきましては、13番 古池委員にはおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の

規定により一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(意見なし。委員退席)

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長
議案第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づいて利用権を設定するものであります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案第22号資料説明)
今回の設定は始期が令和4年6月1日から設定されるもので、資料15ページのとおり新規設定1件でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
こちらも20日に森委員と現地を確認し、農地の利用権等が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、議案第22号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議については、町へ同意することといたします。

審議が終了しましたので、古池委員の入室をお願いします。

(委員入室)

[日程 6]

議長 日程6 議案第23号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第23号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

名田庄地域は、平成20年度から地籍調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷、中、下、小倉、美川、久坂、挙野、下久田、三重まで立ち合い調査が進んでおります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。

(議案第23号資料説明)

今回の地目変更は、名田庄小倉畑地籍ほか、名田庄挙野の一部飛地となっております。

資料18ページをご覧ください。農地から農地以外に変わるものが137筆、38,852.95㎡、田から畑に変わるものが15筆、4,016㎡で、合計152筆、42,868.95㎡であり、調査後は166筆、面積は41,264.57㎡となります。

資料28ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を記載しておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるもの、黄色は田から畑に変わるものでございます。

なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限り」としております。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岩崎委員 　はい、議長。
　こちらも20日に森委員と現地を確認いたしました。
　全ての土地を確認した結果、農地以外に変わるものにつきましては事務局説明のとおり、いずれも農地以外になっているものであり、地目の変更は町と農業委員会との取り決めにに基づき行われておりますので、問題ないものと判断いたしました。また、田から畑に変わるものは現況が畑の状態であることを確認しましたので、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議長 　ご報告ありがとうございます。
　ただいま事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 　資料で所有者が空欄になっている土地があるが、どういうことなのか。

早川書記 　分筆されて新しくできた土地です。所有者はすぐ上の欄の所有者です。

松井委員 　地籍調査はいつまで行われる予定なのか。

早川書記 　現在、名田庄三重の立ち合い調査が進んでいます。この後は名田庄挙原なども調査される予定です。立ち合い調査は令和5年度で終了しますが、令和7年度までは地籍調査による地目変更の審議が依頼されると思われれます。

議長 　ほかにご意見、ご質問がないようですが、議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　挙手全員でございますので、議案第23号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものといたします。

議 長 それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和4年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。